平成１９年（ワ）第２２０６４号　戯曲上演権確認請求事件

原　告　新宿梁山泊

被　告　鄭　義信

被告準備書面（4）

２００８年2月4日

東京地方裁判所民事第４０部１係　　御中

被告訴訟代理人弁護士　　柳　原　敏　夫

目　次

第１、認否一覧表
第２、小括－－原告主張自体が失当である－－

原告準備書面(１）第２、３～６（３～９頁）に対する被告の認否は以下の通りである。

第１、認否一覧表

準備書面の行数は各項目ごとに本文１行目から数えた行数を指す。また、認否は○が認める、×は否認する、△は不知の意味である。

準備書面(1)	認否	理由・備考
3　具体的な書き直し箇所（３頁）		
１～２行	×	全てそうとは限らない。例えば、外部の作家である山川三太氏が書き下ろした「アンモナイト・クェスト」は、被告が金守珍氏から描き直すよう命じられ、相当に手を加えて完成し、上演した（1988 年 10 月。訴状添付の別表参照)。
３～４行	断固として×	被告を貶める主張というほかない。
４～７行	×	とりわけ「即興で演じた」という意味が、被告がなんら関与しない形で、あたかも何もないところから原告の演出家や役者たち自身が生み出したものだとしたら、断固否認する。 被告の作品に対する演出家や役者たちの関与とは、あく

		まで被告の台詞を元に稽古が進み、その稽古の中で余分な台詞をカットしたり、時には俳優のアドリブを加えることであり、その時ですら著作者である被告の了解を得るという手順を踏んだ。
4　人魚伝説の場合（３頁） (1)　被告の役割		
１～３行	×	とりわけ「叩き台としての『人魚伝説』」は断固否認する。「人魚伝説」も、被告の他の作品と同様、被告が書いた第１稿をコピーして役者たちに配り、キャスティングが決まり稽古が始まったのち、稽古の進行を見ながら被告が書き直すと、まずは被告は口頭で役者たちに伝え、役者たちは各自が保有する台本に自分でペンで書き込んだ（甲１の書込み参照）。そのあと、原告制作部が書き直し部分をワープロ打ちしたものが役者たちに配られると、役者たちは混乱しないために改訂前の台本をその度破棄していった。 最初の台本を《だれも持ち合せていない》理由は叩き台で意味がないからではなく、単に、書き直す度に新たに清書された台本だけを持っているのが現実的だからにすぎず、原告主張は牽強付会というほかない。
３行	×	同上。
４～５行	×	とりわけ甲１が《被告の「叩き台」に最も近いもの》は断固否認する。そもそも甲１は「叩き台」では全くない。
５～８行	×	そもそも書き直しを行なったのは被告であり、原告の演出家や役者たちではない。
８～10 行	△	甲１の書込みと甲２の関係がどうであれ、甲１にある書込みを創作したのは被告であり、原告の演出家や役者たちではない事実に変わりはない。
11～13 行	×	甲２から書き換えを行ない甲３を書き上げたのも、及び甲３にある書込みを創作したのもいずれも被告であり、原告の演出家や役者たちではない。
14～15 行	断固として×	被告が原告の演出家や役者たちの共同創作を単に記録するだけの速記係だというのであれば、それは茶番としか言いようがない。
(２)　甲第１号証（手書きなし）（４頁）		
１～２行	一部○ 一部×	前述した通り、手書きの部分もまた被告の創作である。 これに対し、手書き部分を除いたものは被告の創作（オリジナル）である旨の原告主張は認める。その結果、甲

		１のうち被告の創作であると原告も認める部分が全体の９２％以上占めることが明らかである[1]。 そして、被告の創作と認める部分が全体の９２％以上占めることを原告が認めたことはそれだけで原告主張の不成立を意味するほど重大な意義を持つ。その詳細は第２、小括で後述する。
(3)　甲第１号証（手書きあり）（４頁）		
①	×	この書込みもまた被告の創作である。 なお、役者の「アイデア」とは、通常、戯曲に書かれた台詞に沿っていかに演じるかを模索するという意味であり、それはあくまでも戯曲に基づいて実演する次元での創意工夫のことであって、本件で問題になる戯曲の次元のことではない。
②	×	言うまでもなく、この書込みも被告の創作である。
③	×	同上。
④	×	同上。
⑤	×	同上。
⑥	×	同上。
⑦25～26 頁	×	劇作上不必要であると考え、被告がカットした。
同 33 頁	×	《金守珍が手を入れた》は否認する。 被告は金守珍氏から「人魚」という言葉をこのシーンでは使ってほしくないと言われ、被告がこれに同意し、書き直したものである。
同 34 頁	×	被告が移動したものである。
同 39、40 頁	○	但し、この移動は金守珍氏が演出上の都合で生じたものであり、被告は了承を求められたので、これを了承した。
同 76 他頁	×	「フユ男」の台詞を「シキ男」に変えたのは被告である。
同 80 頁	×	「フユ男」の台詞をカットしたのは被告である。
（４）　甲第２号証（４～５頁）		
１～８行	一部× 一部○	《上記①～⑦などの直しを入れた台本(3)》は否認し、それ以外はすべて認める。 台本(3)（甲１）の直しは前述の通り、すべて被告の創作である。
（５）　甲第１号証（５頁）		
１～２行	×	直しを進めていたのは、被告にほかならない。
３～４行	×	この書き込みもまた被告の創作である。

[1] 甲１は全部で８３頁。このうち原告指摘の書き直し部分（準備書面(1)４頁(3)）の行数を合計すると１１９行である。１頁が２０行前後だから、書き直し部分合計を頁に換算すると６頁弱となる。つまり、書き直し部分の全体に対する割合は６÷８３＝７．２％にとどまる。

４～６行	×	(３)⑦33 頁と同じく、被告は金守珍氏から「人魚」という言葉をこのシーンでは使ってほしくないと言われ、被告がこれに同意し、書き直したものである。
（６） 甲第３号証（上演台本）（５～６頁）		
１～２行	断固として×	真実は、本番約２週間前になって突然、金守珍氏は被告に甲２の書きかえを命じ、「公演中止もありえるぞ」と脅したため、被告が不眠不休でひとりで書き直したものである。稽古する時間も議論する時間もなく、雪崩のように本番に突入したことを、被告は今なおまざまざと記憶している。 また、被告が小道具や衣装を作る傍らで、必死になって脚本の直しをしていたことは、当時の劇団員全員が承知している。その一人である村松恭子氏は、以下のように証言する。 《本番まで恐ろしいほど時間がない中で、鄭氏が独りで書き直していました。劇団員はスタッフとしての作業だけで精一杯でした。稽古は勿論、議論などする時間があるはずがありません。私は主役でしたが、台本がどうなっていくのか口を挟む余裕も時間もありませんでした。鄭氏が独りでがんばってくれるのを待つしかなかったのです。》（近日中に提出予定の甲 11 陳述書(2)）
①	△	たとえ《金守珍が英姫の性格も台詞も１８０度変えて力強く生きる女性に変えた》としても、それは単なる演出的な方針か願望にすぎない。台詞を変えたというのなら、それを具体的に示すべきである。
②	一部× 一部△	《当初、被告は猛反発したが、金守珍が説得して書き直させた》事実は否認し、その余はすべて不知。 この件で被告が金守珍氏から説得されたことは一度もない。
③	×	この書き込みもまた被告の創作である。
④	×	同上。
⑤	×	このカットは被告の判断である。
⑥	×	この書き込みもまた被告の創作である。
⑦	○	カットを金守珍氏に任せることもあったからである。
⑧	×	この書き込みもまた被告の創作である。 なお、ここで名前が登場する村松恭子氏によれば、次の通りである。 《台本に書かれた台詞以外を即興で演じたことは一度もありません。全て、鄭氏が書いた台本に書かれた台詞を喋り、演じました。そもそも役者はオーディションで役を貰い、作家の意図や演出の方針を伺いながら稽古する

		のみで、台詞を作るなどという僭越な真似は一切許されていませんでした。⑧でもそうです。岡島博徳も私も、一切台詞やストーリー作りに参加していません。》（近日中に提出予定の甲 11 陳述書(2)）
⑨	×	この書き込みもまた被告の創作である。 なお、ここで名前が登場する村松恭子氏によれば、次の通りである。 《⑧と同じです。近藤弐吉も私も、台詞やストーリー作りには一切参加していません。鄭氏によって改訂された台本を読んだ時、「ナツ男」の孤独感や、「金魚」の過去が想像出来る台詞になっていて、より深みがましたと思いました。》（同上）
⑩	×	この書き込みもまた被告の創作である。
⑪	×	同上。
⑫	×	同上。 なお、ここで名前が登場する村松恭子氏によれば、次の通りである。 《即興で演じたことは一度もありません。全て、鄭氏が書いた台本に書かれた台詞を喋り、演じました。⑫でもそうです。》（近日中に提出予定の甲 11 陳述書(2)）
⑬	×	同上。 なお、甲 14 に差し込まれた原稿は、被告の直筆である。 また、ここでも名前が登場する村松恭子氏によれば、次の通りである。 《数日間アイデアを出し合い、即興で演じたことは一度もありません。私は、この作品については初演以降、全ての公演に同じ役（主演）をつとめましたが、このような稽古は一度もしてもいませんし、見てもいません。》（同上）
⑭	○	⑦と同じく、カットを金守珍氏に任せることもあったからである。
⑮	×	この書き込みもまた被告の創作である。なお、ここでも名前が登場する村松恭子氏によれば、次の通りである。 《⑬と同じです。金守珍氏が鄭氏に代わって台本を執筆したことは見たことも聞いたこともありません。》（同上）
⑯	×	同上。
⑰	○	⑦と同じく、カットを金守珍氏に任せることもあったからである。
ラスト２行	一部○ 一部×	約１ヶ月半、稽古を重ねた事実は認めるが、それ以外は否認する。甲３が生まれた真相は、前述の被告の反論の通りである。

（6）　甲第４号証（完成作品）（７頁）		
１行	×	台詞を変えたのは被告の創作である。しかも、「フユ男」のキャラクターを「障害者」に変えた事実も断固否認する。
１～４行	×	六平氏からそのようなテーマを提案されたことも、金守珍氏から説明されたことも一度もない。
５～６行	×	このような書き込みもすべて被告の創作である。
５　「それからの夏」の場合（７～８頁）		
１～３行	○	「それからの夏」が被告の著作物である「愛しのメディア」の続編であると原告が認めたことはそれだけで原告主張の不成立を意味するほど重大な意義を持つ。その詳細は第２、小括で後述する。
４～６行	×	「愛しのメディア」の続編となる作品を作るために、原告はその準備として「愛しのメディア」を上演した事実は否認する。このときの真相は、次の通りである。金守珍氏本人が「愛しのメディア」の上演を熱望して、被告に上演許可を求めたが、被告は本作品は劇団「黒テント」のために書き下ろしたものであるのでこれを断った。にもかかわらず、金守珍氏はこれを無視して上演を強行したが、当時、原告劇団に所属していた被告は、それ以上強く異議を唱えることができなかった。
６～７行	×	なぜなら、この時、著作者である被告に対し続編に対する相談は一切なく、また、出演した役者たちから、続編について検討しているといった話も一切聞いたことはなかったからである。 役者の一人である村松恭子氏も、以下のように証言する。 《だれも１年かけてその準備などしていません。私はこの作品の最多出演者の一人（W、トリプルキャストが組まれた）ですが、そんな相談を受けたことは一度もありませんでしたし、旅先や稽古場で誰かがそれを検討するのを聞いたことも一度もありませんでした。》（（近日中に提出予定の甲 11 陳述書(2)））
８～11 行	一部○ 一部×	４～６行で前述した通り、被告の意思を無視した公演のため、被告が稽古場に余り顔を出さなかった事実は認める（一度も姿を現わさなかったのは事実に反する）が、その余は否認する。 なぜなら、被告が「ひと夏のチャーリーブラウン」を上演したのは、原告が「愛しのメディア」を上演した 1992 年ではなく、1990 年４月 17 日～22 日だからである（小宮孝泰 HP www.loulan.org/history.html 参照）。
12～14 行	△	

14～15 行	△	
15～17 行	断固として×	被告は原告から続編を書くよう指示されたことは一度もない。
18～21 行	×	脚本ができあがる前にキャスティングが決定していたのは黒沼氏と朱氏だけである。
21～22 行	○	但し、これを決定したのは被告である。もともと「愛しのメディア」の主人公が「草太」であったので、その続編として書かれた「それからの夏」も当然主役は「草太」であることは、劇団員全員が承知していたはずであり、被告もそうすると公言していた。
22～25 行	断固として×	「草太」のキャラクター設定を君原をモデルにしたいと言ったのは被告であり、続編のテーマを決めたのも被告にほかならない。
25～28 行	断固として×	「千冬」のキャラクターを生み出したのは被告であり、金守珍氏からは何ひとつアドバイスはなかった。また、「千冬」を「知恵遅れ」と位置づける事実は否認し、著作者の被告として腹立たしいかぎりである。
29～30 行	×	もし、原告があくまでも《主要な構成や登場人物、アイデアを原告側で作っていた》と主張し続けるのなら、その具体的な主張と証拠を示すべきである。 この点、当時、原告側の一人であった村松恭子氏は、以下のように証言する。 《私は「愛しのメデイア」も「それからの夏」も、一度も稽古を休んでいませんが、その稽古の間に、一度も、私自身が「それからの夏」の主要な構成や登場人物、アイデアについての検討に参加したこともなければ、誰かがそれを検討するのを見たことも聞いたこともなかった》（近日中に提出予定の甲 11 陳述書(2)）
30～31 行	断固として×	真相は、あくまで被告が「自発的に私が書く」と原告に申告したものである。 また、原告主張によれば、もともと被告は《原告を構成する者たちの共同作業》（４頁１行目）の単なる速記係にすぎないのだから、もし被告がそれほどまでに非協力的であったなら、さっさと別の者を速記係にすれば済むだけの話である。それをせず《劇団員らの説得によって、続編を書くことを了解》してもらおうとしたのは首尾一貫しないことこの上ない。
32～34 行	断固として×	「ねずみ男」の台詞を書きかえたのは被告である。もし原告がこれに反論するのであれば、いったい誰が「台詞をつけ」、誰が「台詞を大きく書き加えた」のか明確にすべきである。

６　被告を著作権とした理由（８～９頁）		
３～４行	×	もし、原告の主張の通りだとして作品を世に知らしめたかったら、創作した複数の個人の集団創作として応募すれば済むだけのことである。現に、「青い鳥」という劇団は集団創作であることを最初から掲げている。
４～６行	断固として×	もし原告が主張するように、作品が《原告を構成する者たちの共同作業》（４頁１行目）であり、被告はその単なる速記係にすぎないのであれば、《原告を構成する者たちの共同作業》で最も貢献した者が代表として作者を名乗れば済むだけのことであって、どうして、単なる速記係が作家を名乗るのが「最も相応しいのか」全く合点がいかない（極論すれば、原告の論法だと被告を作家として表示することは録音機器を作家として表示することにひとしいことになる）。
７～９行	断固として×	

第２、小括――原告主張自体が失当である――

１、本件作品について誰が著作者であるかに関する原告主張に対して、被告の全体的な評価を下しておきたい。

原告準備書面(1)の主張を精査した結果、結論として、個別の事実の立証を入るまでもなく、原告準備書面(1)の第２、３～６の主張自体から「本件作品の著作者は原告の演出家や役者たちであ」り、原告は被告の許諾なしに「本件作品を上演する権利を有している」という原告主張は成立しないことが明らかとなった。すなわち、

①「人魚伝説」の甲１について、被告の創作であると原告も認める部分が全体の９２％以上占めること、及び

②「それからの夏」について、本作品が被告の著作物である「愛しのメディア」の続編であると原告が認めたことは、

それだけで原告の上記主張が成立しないことを意味するほど重大な意義を持つ。

その理由は以下に詳述する通りである。

２、問題の所在

本裁判における原告の最終目標は、本件作品を被告の許諾なしに本件作品を自由に上演できることである。しかし、その目標達成のためには、単に「本件作品の著作者は原告の演出家や役者たちである」だけでは足りず、さらに本件作品が被告が著作権を保有する著作物の二次的著作物でないことが不可欠であ

る。なぜなら、もし本件作品が被告著作物の二次的著作物という関係にある場合には、原告は依然、原著作物の著作権者である被告の許諾なしには本件作品を上演できないからである。

ところが、「人魚伝説」も「それからの夏」も、原告準備書面(1)の主張に従ったとしても、被告の著作物であると原告も認める甲１（但し、手書きのない部分）及び「愛しのメディア」に基づいて制作したものであることを認めている（４頁(2)、７頁５）。そこで、本件作品はこれらの被告著作物の二次的著作物ではないかという問題が発生する。

３、二次的著作物の有無の検討

(1)、二次的著作物の有無の判断基準

他人の著作物を素材として利用して自己の著作物を制作する場合、どのような場合に出来あがった著作物が他人の著作物の二次的著作物と認められるか、それとも他人の著作物とは別個独立の新たな著作物と認められるかについて判断基準を示したものが、パロディ事件第一次最高裁判決（昭和 55 年３月 28 日）である。同判決は次のように言う。

《なお、自己の著作物を創作するにあたり、他人の著作物を素材として利用することは勿論許されないことではないが、右他人の許諾なくして利用をすることが許されるのは、他人の著作物における表現形式上の本質的な特徴をそれ自体として直接感得させないような態様においてこれを利用する場合に限られる》

すなわち、出来あがった著作物が、

①. 他人の著作物における表現形式上の本質的な特徴をそれ自体として直接感得させないような態様においてこれを利用する場合には、他人の著作物とは別個独立の新たな著作物と認められ、

②. 他人の著作物における表現形式上の本質的な特徴をそれ自体として直接感得させるような態様においてこれを利用する場合には、他人の著作物の二次的著作物と認められる。

前者の場合には、他人の著作物の著作権者の許諾なしに、自由に著作物を制作し、なおかつ利用することができる。

これに対し、後者の場合には、他人の著作物の著作権者の許諾なしには著作物を制作することも利用することもできない。

(2)、別個独立の新たな著作物の実例

自己の著作物を創作するにあたり、他人の著作物を素材として利用した場合

に、出来上った著作物が《他人の著作物における表現形式上の本質的な特徴をそれ自体として直接感得させないような態様においてこれを利用》したと言える実例としてどんなものがあるか。

その適例としてピカソの絵「ラス・メニナス（ベラスケスによる）」と「草上の昼食（マネによる）」が挙げられる。これは、ピカソがベラスケス晩年の大作「メニナス」とマネの代表作「草上の昼食」の絵を元にして描いたことが明らかな絵であるが、元の著作物と見比べれば一目瞭然の通り（別紙１及び２）、元の著作物が単なる素材にまで消化されてしまい、元の著作物がその個性的な特徴を失ってしまって、もはや《他人の著作物における表現形式上の本質的な特徴をそれ自体として直接感得》することはできないと評価できる。

では、本件作品において、原告主張の書き直しをそのまま認めたとしても、これにより果して《他人の著作物における表現形式上の本質的な特徴をそれ自体として直接感得》することはできないと評価できるだろうか。

(3)、「人魚伝説」

結論として、甲１に関する書き直しにより、被告の著作物であると原告も認める甲１（手書きのない部分）における《表現形式上の本質的な特徴をそれ自体として直接感得させないような態様においてこれを利用》したと言うことはできない。

なぜなら、３頁に前述した通り、甲１のうち被告の創作であると原告も認める部分が全体の９２％以上占めることが明らかである以上、元の著作物の個性的な特徴の痕跡を消し去ったと言うことは到底できないからである。

ちなみに、甲３に関する書き直しによっても、甲３（手書きのない部分）における《表現形式上の本質的な特徴をそれ自体として直接感得させないような態様においてこれを利用》したと言うことはできない。

なぜなら、甲３の書き直しのない部分が全体の７９％以上占めること[2]が明らかである以上、元の著作物の個性的な特徴の痕跡を消し去ったと言うことは到底できないからである。

(4)、「それからの夏」

「愛しのメディア」が被告の著作物であることは原告も認める(準備書面(1)

---

[2] 甲３は全部で７０頁。このうち原告指摘の書き直し部分（準備書面(1)５頁(6)）の行数を合計すると２９０行である。１頁が２０行前後だから、書き直し部分合計を頁に換算すると１４．５頁となる。つまり、書き直し部分の全体に対する割合は１４．５÷７０＝２０．７％にとどまる。

７頁５)。また、「それからの夏」が「愛しのメディア」の続編である[3]ことも原告は認める（同上)。

そこで、「愛しのメディア」の続編として「それからの夏」が作られた以上、「それからの夏」は、「愛しのメディア」における《表現形式上の本質的な特徴をそれ自体として直接感得させないような態様においてこれを利用》したと言うことはできない。なぜなら、約２０年後とはいえ、「愛しのメディア」の中心人物「草太」と「ロク」が登場する以上、「愛しのメディア」の個性的な特徴の痕跡を跡形もなく消し去ったとは到底言えないからである。

ちなみに、かつて続編の著作権事件として話題になった、人気漫画の無断続編の制作・掲載の差止を求める仮処分事件[4]（東京地裁平成５年（ヨ）第２５３８号）において、裁判所もまた続編を元の著作物の別個独立の新たな著作物とは認めず、著作権侵害に基づく差止を認めている（別紙３「タイガーマスク」無断続編事件の記事参照)。

４、結論

以上から明らかな通り、そもそも原告準備書面(1)の第２、３～６の主張自体、たとえそれが認められたとしても、なお、本件作品を自由に上演する権利があるという原告請求を基礎付けるに足りないものと言わざるを得ない。

以　上

---

[3] 「それからの夏」は「愛しのメディア」の中心人物「草太」と「ロク」の約２０年後を描いたものである。

[4] 続編「タイガーマスク THE　STAR」もまた、「タイガーマスク」の主役タイガーマスクこと伊達直人の十数年後を描いたものである。

別紙１

ベラスケス「メニナス」

ピカソ「ラス・メニナス（ベラスケスによる）」

別紙２

マネ「草上の昼食」

ピカソ「草上の昼食（マネによる）」

別紙３

タイガーマスク〝続編〟著作権侵害

単行本に待った

東京地裁　販売差し止め決定

人気プロレス漫画「タイガーマスク」の作画を担当した漫画家、辻なおきさん（63）が「勝手に続編を発行され著作権を侵害された」などとして出版社「ユニオンプレス」（東京・台東、美濃羽一教社長）を相手取り、類似作品の単行本の出版差し止めを求めていた仮処分申請で、東京地裁（大須賀滋裁判官）は一日、この単行本の発行や販売の差し止めを認める決定をした。辻さんらによると、漫画ブームの中、名作漫画の続編やキャラクター使用をめぐるトラブルが増加する傾向にあるという、関係者は「一枚の絵が原作に酷似するとして著作権侵害を認められたケースはあるが、主人公の特徴をまねたストーリーの異なる作品に著作権侵害を認めたのは過去に例がなく、画期的な決定」と話している。

出版が差し止められたのは「ユニオンプレス」が発行した「タイガーマスク☆ザ・スター」。「タイガーマスク」の原作者の故梶原一騎氏の実弟、真樹日佐夫氏が原作を担当している。

決定書などによると、ユニオンプレスは昨年四月、著作権を持つ辻さんの了承を得ないまま、「ザ・スター」の連載を都内の夕刊紙で開始。

これに対し、辻さん側は、ストーリーは変えてあるが、主人公のキャラクターをまね、続編をうたい文句にすることは、翻案権を侵害していると判断。連載中止の申し入れが無視されたことから、昨年五月、東京地裁に仮処分を申請した。

連載は今年四月に終了したため、辻さん側は、単行本の発行差し止めに切り替えて訴えを継続していた。

差し止め決定の後、記者会見した辻さんは「（類似作品の）連載を見て目の前が真っ暗になり、怒りで体が震えた。決定にはほっとしている」と話した。

また、辻さんを支援してきた「あしたのジョー」などの漫画家、ちばてつやさんは「作品は、自分の子供を育てるようにしてつくっていく。見も知らぬ人が勝手に作品をかくのは、子供をいたずらされるようなもので不愉快だ」と語った。

ユニオンプレスの美濃羽一教社長の話　既刊（一、二巻）は委託販売が終わり、残ったものも回収している。三巻以降の販売計画はない。著作権侵害はしていないし、全く別の著作物と思っている。

漫画「タイガーマスク」の続編の出版差し止め決定を受け記者会見する作画者の辻なおきさん（左から4人目）＝1日午後、東京・霞が関の司法記者クラブで

1994 年7 月2 日日経新聞（朝刊）